

■ 平成30年度 第1回新潟市特別職報酬等審議会 議事録

日時：平成30年10月30日（火）午前10時～

会場：本庁舎6階 議会第3委員会室

（司 会）

皆様おそろいですので、平成30年度第1回新潟市特別職報酬等審議会を開催します。私は職員課課長補佐の伊藤と申します。どうぞよろしく申し上げます。本日、司会を務めさせていただきます。

本日の審議会については、委員総数8名のうち5名の出席で、過半数に達しております。よって、本日の審議会が成立していますので、ご報告申し上げます。

本日の審議会の進め方ですが、お手元の次第に従って進めてまいります。

このたびは、委員任期満了による改選後初めての審議会となります。議事に入る前に、会長の選任を行います。その後、諮問を行い、議事に入りたいと考えています。

初めに、木村副市長よりごあいさつ申し上げます。

（木村副市長）

皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれては、日ごろより市政に多大なご理解とご協力を賜りまして、改めて感謝申し上げます。

本来ならば、市長がごあいさつすべきところですが、あいにく、どうしても抜けられない公務と重なりまして、代理となりましたことを、まずはお詫び申し上げます。

本審議会は設置条例の規定によりまして、一般職の給与に関する人事委員会勧告が行われたときに、市長、副市長の俸給額、それと議員の報酬額、期末手当についてご審議いただいています。本日は、先般行われました人事委員会の一般職の給与表の引き上げ、期末勤勉手当の支給月数の引き上げといった内容の勧告を踏まえまして、開催するものです。委員の皆様からは、さまざまな観点から忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

（司 会）

次に、本日、出席の委員の皆様を、五十音順になりますが、ご紹介させていただきます。

石本伸二委員。今井慶貴委員。上村都委員。中山英子委員。宮沢啓嗣委員。

また、本日、ご都合によりまして大橋武紀委員、小室千代子委員、前川幸子委員が欠席となっております。なお、公募委員については、今回、応募はありませんでした。欠員となっ

ております。ご報告申し上げます。

続きまして、事務局の紹介をいたします。

上村総務部長。山際職員課長。渡辺財務課長。小山職員課主査。斉藤職員課主査。以上、事務局を紹介させていただきました。

続きまして、会長の選任に移りたいと思います。条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっています。選任の進行については事務局側で務めさせていただきます。

会長の選任について、ご推薦もしくはご意見等ございませんか。

(中山委員)

大先輩である上村委員を推薦します。

(司 会)

今、中山委員より、上村委員に会長をとということでご推薦を頂戴しました。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(司 会)

異議なしの声がありますので、上村委員に会長をお願いしたいと思います。上村委員、会長席にご移動をお願いします。

それでは、上村会長よりごあいさつを賜りたいと思います。

(上村会長)

ご紹介にあずかりました、新潟大学法学部の上村都と申します。まだまだ委員の任期もそれほど長いわけではありませんので、分からないことも多く、戸惑うこともかなりあると思います。私なりに一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

次に、諮問させていただきます。

(事務局)

諮問書。本市の議会の議員及び市長、副市長の報酬等の額について、新潟市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により、意見を求めます。平成30年10月30日、新潟市長篠田昭。よろしくお願いいたします。

(司 会)

誠に恐れ入りますが、木村副市長につきましては、この後、他の公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。

(木村副市長)

よろしく申し上げます。

(司 会)

続きまして、議事に入る前に、お手元の資料の確認をしたいと思います。事前配付資料として、A4縦の会議次第。続いて、右肩に資料1と振ってある委員名簿。資料2、審議会条例。横のホッチキス止めの資料3、審議会配付資料。A4縦2枚のペーパーになります、平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要。

本日配付の資料の確認となります。資料ではありませんが、机の上に委嘱状を配付させていただきました。このたびの任期は2020年7月31日までとなります。どうぞよろしく申し上げます。

資料になりますが、席順になります。A4横のペーパーになりますが、左肩に当日配付資料と表示している過去の答申内容になります。カラー刷りの新潟市の財政状況。最後に、参考に諮問書の写しを配付しています。

以上、不足等ありましたらお声がけいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、これより議事に入りたいと思います。ここからは上村会長より進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

(上村会長)

それでは、皆様のご協力により円滑な会議を行いたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

まずは、事務局より、本市特別職や他都市特別職の報酬等の状況についてご説明いただき、併せて、審議の参考となるよう財政状況など市の諸事情についてご説明をお願いします。

(総務部長)

まず、こちらの資料をご覧いただきたいと思います。新潟市特別職報酬等審議会配付資料と書いてある横の資料です。はじめに、表紙をご覧いただきたいと思います。私からは、大項目1の特別職報酬審議会概要について説明させていただきます。その後、大項目2、特別職の報酬等の状況及び大項目3、新潟市の諸状況についてはそれぞれ担当課長が説明しますので、よろしく申し上げます。

1枚めくっていただいて、1ページをご覧ください。はじめに、設置目的についてです。本審議会は市長の諮問に応じて、特別職の報酬等の審議を行うため、設置されております。一般職の給与改定や社会経済情勢などを勘案し、第三者的な立場から報酬等の水準について検討をお願いしています。委員構成は、学識経験者や各界の代表者の皆様など、10名以内の構成となっています。審議会の開催と諮問、意見聴取事項については、記載の①から③の額

を改定しようとする場合のほか、市人事委員会が給与に関する勧告をした場合についても、①議員報酬額及び②市長及び副市長の俸給の額などについてご審議いただいています。本日、皆様からお集まりいただきましたのも、市人事委員会がこの15日に一般職の給与に関する勧告を行いましたので、①及び②についてご審議をお願いするものです。

次に、2ページの審議会の基本的な流れについてです。特別職の報酬についてご審議のうえ、最終的には改定または据え置きについて、市長に答申していただきたいと思います。答申の内容が改定の場合には、事務局で改定の実施について検討し、最終的に改定とする場合には12月議会へ条例改正案を提出する流れになります。なお、市長への答申は11月5日を予定しております。会長から市長へ答申書を手渡していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

次に、3ページをご覧ください。特別職の給与改定において考慮すべき諸事情と現状・経過についてです。昭和36年の国の通知において、特別職の給与改定を行う場合には、記載のある四つの諸事情などを総合的に考慮して適正な改定を行うこととされています。四つの諸事情とは、表の中に太字で記載されている部分で、一つ目に、国家公務員の特別職の給与改定。二つ目に、各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯となります。三つ目に、各地方公共団体の一般職の給与改定の取り扱い。四つ目は、他の地方公共団体との均衡です。

2のここ数年来の給与改定の経緯について、若干触れさせていただきますが、本市では平成9年以降、引き下げ改定はあったものの、一般職の給与が引き上げられても特別職の増額改定はありませんでした。平成27年に一般職の給与が2年連続で引き上げられたことを受け、10年ぶりに政令指定都市移行後では初となる増額改定を行っています。その後、平成28年度、29年度は据え置きの状況となっています。

次に、5ページをご覧ください。参考として、市人事委員会による報告・勧告について記載しています。こちらは事前に皆様へお知らせした内容と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

次に、7ページをお開きください。ここからは、職員課長が説明いたします。

(職員課長)

引き続き、7ページ以降をご説明させていただきます。まず、7ページをご覧ください。2の特別職の報酬等の状況を記載した表になります。本市の特別職の報酬等の変更額について記載しています。表の左から役職、報酬月額、期末手当額、月平均手当額。こちらは期末手当を12月で除したものを記載しています。月平均支給額は報酬月額と月平均支給額を足した額です。最後に、年収見込額を記載しています。なお、市長と副市長は、現在、俸給を5

パーセント減額する措置を実施しておりまして、減額後の額については括弧に記載した額となっています。

次に、8ページをご覧ください。平成8年からの改定状況を9ページにわたり記載しています。8ページの上段の表については、これまでの特別職の報酬の改定の状況を記載しています。下段の表は本市の一般職の給与の改定状況と、国の事務次官や審議官など、指定職と呼ばれる職の給与の改定状況を併せて記載しています。本市特別職の報酬額は一般職員の改定状況ですとか国の指定職の改定状況をこれまで考慮してきておりましたことから、併せて記載しているものです。

9ページの下段の表の一番右側の欄をご覧ください。本年の一般職の給与勧告、最新のものが記載されています。俸給表は0.4パーセントのプラス改定となっています。国の指定職は、今回、改定はありませんでした。

次に、9ページの上半分の上段の表をご覧ください。本市特別職の改定状況ですけれども、平成18年4月に引き下げを行って以降、ずっと据え置きがこれまで続いてきておりました。平成28年4月に10年ぶりに引き上げの改定を行ったところです。

ここで、併せて、本日配付させていただいた、当日配付資料という一枚物の横書きの過去の答申内容を併せてご覧ください。こちらの表は、過去の報酬等審議会でご最近の答申内容を整理させていただいたものです。こちらの表を見ますと、平成27年度は報酬・俸給月額を平均0.3パーセント引き上げ。期末手当は据え置き。実施時期を平成28年4月1日という答申を行っています。このときの引き上げの理由としては、類似都市と比較して報酬水準が低いのと、人事委員会の給与増額勧告ですとか市税収入増による民間景況の回復基調がうかがえること、合併建設事業の終了に伴い、建設事業の負担縮減が見込まれること、政令市移行後、報酬の据え置きが続いていることといったものが理由でした。

その後、平成28年度の答申は、報酬等の引き上げを行って間もないこと、一般職の引き上げがわずかであること、社会経済情勢の好転を感じる事が難しいことなどから据え置きとなりました。

昨年度の答申については、景気がよいという実感がなく、市の財政状況が厳しい中で引き上げは市民から理解が得られないこと、特別職の報酬は一般職とは違い、特別の事情がない限り安定的であるべきこと、一般職の引き上げ幅がわずかであることなどから、据え置きとなったところです。

続いて、資料3の10ページに戻っていただきたいと思います。こちらの表は、市長、副市長、議員の報酬月額について、政令指定都市の状況を整理してまとめたものです。こちらの表の左から、都市名、各市の人口、平成29年度決算額、市長から議員までの報酬月額を順に

記載しています。それぞれの報酬月額の中の欄に順位が記載してありますが、これは政令指定都市の中で金額が高い順となっています。次の右に適用年月日とありますが、こちらはこの報酬額がいつから適用されているかを記載しています。こちらの適用年月日を見ますと、本市を含めてここ一、二年以内に改定を行っている都市もありますが、10年以上改定していないような都市も幾つか見られるところです。

こちらの表の下になりますが、19番の熊本市の下をご覧くださいと思います。本市を除く19政令指定都市の平均額を算出して記載しています。さらに、その下を見ますと、対市長比と記載がありますが、こちらは市長の報酬を100とした場合に対する他の職の報酬の比率を記載したものです。その下には、本市と新潟県についても同様に記載しています。対市長比については、副市長では、本市のところを見ますと80.7パーセント。政令指定都市の平均を見ますと78.1パーセント、新潟県が78.3パーセントと、それほど差はありません。一方、議長をご覧くださいと、本市が66.9パーセント、政令指定都市が76.2パーセント、新潟県では77.5パーセントとなっていて、他都市や新潟県と比べて市長の報酬に対する差が少し大きくなっているような傾向があります。対市長比の下に対議長比と記載していますが、こちらは議長の報酬を100とした場合の副議長と議員の比率がどれくらいになるかという率を記載したものです。こちらは政令指定都市の平均や新潟県と比較しても大きな差は見られません。

続いて、11ページをご覧ください。こちらの表は、先ほどの10ページの表の内、人口や財政規模が本市と大体類似している都市7都市を抜き出して、改めてまとめたものです。表の見方は10ページの表と同様です。

続いて、12ページをご覧ください。こちらの表は、市長、副市長の期末手当の状況を整理したものです。6月支給分と12月合算した年間の支給額を記載しています。各都市において年間の支給月数をそれぞれご覧くださいと異なっておりますけれども、その中で、3.30月としている都市がいくつか見られますが、こちらは国の特別職や指定職に準じて同じ月数にしているということです。ほかに、支給月数が四月以上となっている都市もいくつか見られますが、これは一般職と同じ月数に準じている都市がこういう月数になっています。こちらの表はそれぞれの市長、副市長の中ほどに加算率と記載してありますけれども、加算率については、役職に応じて最大20パーセントの役職加算または管理監督する地位にある職員に対して最大25パーセントの管理職加算が期末手当にはありまして、そういったものの率に相当するものを一般職に準じて特別職にも用いているものです。表の適用年月日については、記載の支給月数がいつから適用されているかを記載したものです。順位については金額の多い順で記載しています。この表の下をご覧くださいますと、本市を除く19市の平均と新潟県の状

況を参考として記載しています。

続いて、13 ページをご覧ください。こちらの表は、先ほどのように 12 ページの表の内、人口と財政規模が本市と類似している 7 都市を同様に記載しているものです。

続いて、14 ページになります。こちらは議員の期末手当について整理させていただいています。記載内容は市長、副市長と全く同様です。

続いて、15 ページをご覧ください。こちらは議員の期末手当について、市長、副市長同様、類似都市 7 都市を改めてまとめて整理したものです。

続いて、16 ページになります。市長、副市長の年収について比較しています。給料と期末手当のほか、賃金水準の高い地域で支給されている地域手当の年額を加えて年収として記載しています。地域手当については、地域の賃金水準に誤差があることから設定された手当で、都市に応じて支給率がそれぞれ異なっています。現在では、東京都特別区等では 20 パーセントという支給率ですし、新潟市においては 3 パーセントという設定になっています。こちらの支給率の欄を見ますと、それぞれの都市に応じて率が異なっていますが、中にゼロパーセントとなっている都市があります。こちらは、熊本市については地域手当非支給地ということで支給されていない地域のため、ゼロパーセントとなっています。それ以外でゼロパーセントとしている都市については、地域手当は一般職には支給があるのですが、特別職には支給していない都市になります。表の順位は年収の高い順に記載しています。こちらの表の下の行を見ますと、本市を除く 19 市の平均と新潟県の状況を参考に記載しています。

続いて、17 ページをご覧ください。年収についても同様に市長、副市長の年収について、類似都市 7 都市を比較したものです。

次の 18 ページをご覧ください。議員の年収について、市長、副市長と同様に整理させていただいています。

次に、19 ページになります。こちらの表は先ほどの議員の年収、18 ページの表の内、類似都市 7 都市を抜き出して比較した表です。

続いて、20 ページになります。こちらの表は議員一人当たりの市民数と、市民一人当たりの議員報酬負担額を各政令指定都市別に記載しています。表の左から都市名、人口、議員の条例定数、現職数、現職議員一人当たりの市民の数と順位を記載しています。順位は市民の数が多し順です。また、表の右側は全議員の報酬総額と市民一人当たりの報酬負担額、順位を記載しています。順位は市民一人当たりの報酬負担額が高い順となっています。

続きまして、21 ページをお開きください。新潟県の特別職と本市の特別職を比較した表になります。22 ページから 25 ページは本市の財政状況を記載しておりますが、こちらについては、この後、別の資料でご説明させていただきますので、説明は省略させていただきます。

最後の 26 ページの表をご覧ください。こちらの表は、新潟市の消費者物価指数の状況を整理したものです。消費者物価指数については、広く年金や賃金改定の参考にも使われていますので、参考としてお示ししています。表の数値の中で平成 27 年の物価状況と平均位置を 100 とした場合の指数について記載しています。表の一番左の新潟市総合とある欄をご覧くださいますと、平成 29 年の平均は 100.5 となっており、前年に比べて 0.6 ポイント上昇しています。また、表の下の方は月別の指数を記載していますが、こちらの表を見ても、最近は上昇傾向にあるような感じになっています。

この資料についての説明は以上です。引き続き、渡辺財務課長から、本市の財政状況についてご説明申し上げます。

(財務課長)

私からは、カラー版の新潟市の財政状況についてご説明させていただきます。1 ページをご覧ください。一般会計の歳出規模です。平成 30 年度当初予算額は 3,802 億円で、右の表のとおり、政令指定都市比較では 15 番目の規模となっています。経年比較は左側の折れ線グラフのとおりとなっています。平成 29 年度については県費負担教職員、いわゆる小中学校の先生方の人件費が県から権限移譲されたほか、国の経済対策に係る大型補正予算により建設事業が大きくなったことにより歳出規模全体が大きく増加しましたが、平成 30 年度においては建設事業の減、後は事務事業見直しの実施などにより減少しています。

2 ページ目をご覧ください。歳入構成比の推移です。平成 29 年度決算における市税、使用料などの自主的に収入するいわゆる自主財源の比率については全体で 40.9 パーセントとなっています。地方交付税、市債などの依存財源は 59.1 パーセントとなっています。自主財源比率については年々低下傾向にあります。平成 29 年度は特に県費負担教職員の権限移譲のほか、記録的な豪雪に伴う除排雪経費が増加したことにより、地方交付税や国庫支出金が増えています。

3 ページをご覧ください。歳入構成比の他都市との比較です。平成 30 年度当初予算ベースの比較ですが、一番左が新潟市です。他都市と比べて市税などの自主財源の割合が低くなっていて、依存財源の地方交付税、市債の割合が高くなっている状況です。

4 ページをご覧ください。歳出構成比の推移です。歳出については、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費の歳出全体に占める割合がどれくらいになっているかというものです。平成 29 年度については、先ほど申し上げました県費負担教職員の人件費の権限移譲により人件費の割合が増加しまして、全体では 50.8 パーセントとなっています。なお、扶助費、公債費については、平成 29 年度に限って言うと、人件費の増加により前年度に比べ一時的に構成割合が下がっておりますけれども、これまでの推移と同様に今後も増加していく見込み



になっています。

5 ページをご覧ください。歳出構成比の他都市比較です。平成 30 年度の当初予算ベースでの比較ですが、一番左が新潟市になっています。義務的経費の割合は、政令指定都市比較では比較的低いほうになっています。

続きまして、6 ページをご覧ください。こちらからは財政指標といわれる主な指標についてご説明させていただきます。まず、財政力指数です。財政力指数は、いわゆる自治体が標準的な行政サービスを行うための収入を自ら賄える割合となっており、1 を超えた場合は交付税の交付団体となります。平成 29 年度決算における本市の財政力指数は 0.730 です。他都市の平成 29 年度数字がそろっていないこともあり、恐れ入りますが、平成 28 年度の決算数値での比較になりますが、本市においては他都市と比べて税収が少ないこともありまして、順位としては 17 位となっています。

7 ページをご覧ください。経常収支比率です。経常的に歳入される市税などの財源が人件費、扶助費、公債費などの義務的な経費にどれだけ充てられるかというものを示す割合で、数値が低いほど財政構造の弾力性があるとされています。経年比較では、公債費の増加などで悪化傾向にありますが、平成 29 年度決算においては大雪への対応のため、いわゆる市債の償還を少なくしたこともありまして、一時的に良化した格好になっています。なお、平成 28 年度の政令指定都市比較では上から 6 番目という順位となっています。

8 ページをご覧ください。実質公債費比率です。公債費の負荷の程度、資金繰りの程度を示すもので、早期健全化基準という基準があるのですが、こちらは 25 パーセントとなっています。これを超えますと、国に財政健全化計画等を出す必要があるというものです。ほかの政令指定都市は、赤線のグラフのように下降傾向にある中で、本市は市債残高が増加する一方で基金が減少するなどにより、指標としては上昇傾向になっています。なお、平成 28 年度の政令指定都市比較では 13 位となっています。

9 ページをご覧ください。将来負担比率です。地方公社や出資法人なども含めた、将来的に負担が見込まれる負債の割合です。負債が将来、財政を圧迫する可能性の大きさを示すものとなっています。早期健全化基準は 400 パーセントとなっています。こちらについても他の政令指定都市、赤線のグラフのように下降傾向の中、本市は上昇傾向となっています。平成 28 年度の政令指定都市比較では 14 位となっています。

10 ページをご覧ください。こちらは新潟市の貯金と呼ばれる主要 3 基金残高の推移です。3 基金とは、都市整備基金、市債管理基金、財政調整基金となっており、その 3 基金の残高は、平成 19 年度は 315 億円でしたが、市税収入が伸び悩む中、社会保障関係費、公債費が増加するとともに、公共施設などの老朽化対策の推進、近年の除排雪経費の増加などによ

りまして、平成29年度末には33億円まで減少しています。平成30年度予算編成においては、事務事業点検による事業見直しのほか、公債費の償還方法の見直しなどにより、わずかではあります。積み立てに転じたという格好になっています。

11ページをご覧ください。一般会計における市債についてです。左側の棒グラフは残高の推移となっています。黄色の棒グラフが臨時財政対策債、青がその他の市債となっています。臨時財政対策債は、いわゆる地方交付税として、本来であれば現金として国からいただけるものが、市債として借り入れて、その元利償還金を今年度に国から全額地方交付税として措置される性質のものです。残高は臨時財政対策債の影響により大きく増加しています。右側の折れ線グラフである青が市債の発行額、赤が市債の償還、公債費になっています。発行額は平成26年度に合併建設計画が終了して減少傾向でしたが、平成29年度は県費負担教職員の権限移譲により、その財源の一つである臨時財政対策債が増となったことや、あとは、国の経済対策に係る大型補正予算により建設事業を大きく増加したことが原因となっています。公債費は合併特例債や臨時財政対策債の増による影響で増加傾向になっています。

最後に、12ページをご覧ください。財政予測計画における本市の財政目標についてご説明します。本市は合併建設計画や臨時財政対策債の影響により市債残高が増高し、主要3基金は平成29年度末現在では33億円まで減少するなど、厳しい財政状況となっています。こうした財政状況の下、平成27年3月に財政予測計画を策定し、点線の枠内のおり、臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスを平成28年度から収支均衡を図り、臨時財政対策債を除いた市債残高を平成28年度から減少させ、平成34年度までに3,800億円以下に縮減するという財政目標とさせていただきました。市債残高の縮減のほか、基金の積み増しに向けて、これまでどおり引き続き行政改革プランに基づく投資的経費の厳正な事業選択や、より一層の事業見直し等により歳出抑制を徹底するとともに、地域経済活性化に資する施策を充実させ、税源の涵養を図りながら歳入確保に務めるなど、持続可能な財政運営を進めていく必要があると考えています。

(上村会長)

それでは、ただいまの説明を受けまして、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。資料と、それ以外でもけっこうですけれども、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(今井委員)

市長、副市長の報酬について、現在、5パーセント減額されていて、これが平成28年4月1日から平成30年11月17日までということですが、減額が実施されている理由と、11月18日以降の見通しについて教えていただきたいと思っています。

(職員課長)

市長、副市長の現行の減額措置ですけれども、厳しい財政状況を踏まえて、姿勢を正すという意味で、自らの申し出で5パーセント減額したいということで条例を改正して、現市長の任期までになりますけれども、来月の17日まで5パーセントカットを続けている状況です。その後については、市長が選挙で交替する予定になっていますので、それ以降については、今のところは条例をまた新たに改正するという措置を講じない限りは現行の額に戻ることになります。

(宮沢委員)

財政予測計画における本市の財政目標がありますよね。これは平成28年から平成34年までの計画ということで、過去の特別職報酬等審議会の中でも公表されてきましたよね。これはほぼ予定どおりと見てよろしいのですか。変更になって動いた箇所等がありましたら教えてください。

(財務課長)

財政予測計画ですが、いわゆる収支見通しという位置付けにしています。最初に、平成28年度に策定した時点で、基本的には毎年、当初予算の状況を踏まえながらブラッシュアップさせていただいています。当初作成したときは、市債残高については最終年度の平成34年度が3,800億円以下を達成できていましたが、現時点では3,800億円を超えている状況です。あとは、基金の残高についても、最終年度は76億円となっていますが、作成当初はもう少し上ぶれていたということです。しかしながら、税収等が伸び悩んでいる等によりまして、なかなか当初の見立てというか、見込みが悪化しているのが実態です。

(宮沢委員)

逆に言うと、毎年この数字を更新していくことになれば、最初に立てられた計画数値を括弧内でずっと記載していただかないと、これが最初に出ていた数字みたいに見えますよね。そこは当初の計画されたときと、それは私は数字だって5年先もびったりいくとは思っていません。ただし、問題は、動いたときの数字の変化したところの理由がきちんと明確になっていけば何ら問題ないと思うのです。それがここに記載されるともっと分かりやすいのではないかと思います。

(財務課長)

計画として位置づけるか見通しとして位置づけるかにもよりまして、その辺の考え方もあったものですから、計画となると、委員お話しのように最初の数字をずっと後年度に。ただ、年度経過によって数字が変わっていくという話もあったと思うのですけれども、当初作成したときは予測というか見通しという位置づけの部分があったもので、次回から、そういった

ところはご意見を参考にさせていただきます。

(宮沢委員)

今、市のまち・ひと・しごとづくりで数十項目にわたっているいろいろな項目を施策立案されて、そこには全部K P I、指標目標を立てられて、何年のうちにこれに持っていきますという、あれは非常に素晴らしい取り組みだと思います。財政もそうすれば、そういう意味で健全化に向けていく部分は大いにその辺で、取り組みを1年ごとに見直していけばいいということなので、そういう広がりを持たれるといいかもしれません。

それと、去年の、私は特別委員会、欠席している間に結論が出たのですけれども、去年は、そういう意味では一般の定例給与を減額し、期末手当がプラスになっています。なぜこういうことが起こるのかと考えていたのですが、民間では考えられないことですので、取っている指標で、多分、民間事業者の皆さんは、定例給与を上げていくと退職金とかいろいろな手当にはねてまいります。ただ、皆さんの努力に報いてあげたいという経営者の思いがあって、そういう部分で増やされたのではないかと。そうすると、実際には、勧告の場合は定例給与をピックアップしてやりますから、あまり上がらないで、ピックアップの仕方によって、多分、ぶれたのではないかと、マイナスの部分として。しかしながら、賞与で皆さんの労に報いていこうと。賞与部分が増えているので、逆に賞与でプラスにということが起きているのではないかという、私の予想なのですけれども。そう考えると、去年の勧告のマイナスと賞与のプラスはある程度誤差の範囲内なのかなという気がしないでもないのです。そういう意味で、今回、どうするかという問題なのですけれども、その辺をどうとらえられていますか。

(職員課長)

まず、昨年度の一般職の人事委員会の勧告の内容についてですが、俸給表が月例給与はマイナス改定で期末手当は引き上げということで、ちぐはぐな改定になっていました。その主な要因ですけれども、まず、月例給与については、実は、新潟市は、先ほど地域手当をご説明したのですけれども、今までは地域手当がゼロパーセントの地域だったのです。これは国家公務員の率に倣っているのですけれども、これまで、新潟市に入っている国家公務員は地域手当が支給されていなかったもので、それに準じて新潟市の職員もゼロパーセントということで、地域手当の非支給地だったのですが、人事院の平成26年度勧告の見直しで平成27年度から新潟市が地域手当3パーセント支給地に指定されましたので、そこで、平成27年4月1日から、改めて新潟市も地域手当を3パーセント支給するという、新潟市の人事委員会から勧告がありました。ただ、月例給与の3パーセントですので、一気に3パーセント上げますと、とてもではないけれども人件費の負担や給与が上がりすぎてしまうことになるので、毎年1パーセントずつ3か年かけて段階的に引き上げるということで、平成27年度1パーセント、

平成 28 年度 1 パーセントというように段階的に引き上げていました。平成 29 年度で制度完成で 3 パーセントになりました。たまたまそれが、ここ数年、民間企業の景気もよかったということで、民間の月例給も引き上がってきたので、職員の地域手当が 1 パーセント上がって、当然、職員の給与も毎年上がってはきているのですが、民間も上がってきているということで、平成 27 年度や 28 年度はマイナスにはならなかったのですが、平成 29 年度については 1 パーセントの引き上げが大きく影響が出たということで、民間がそこまで上がらなかったということで、平成 29 年度 4 月現在の市職員の給与と民間の給与を比較した場合に、市職員のほうが上がりすぎてしまったということで、マイナス勧告になりました。月例給は毎年 4 月で比較するのですが、月例給については前年の 7 月から当該年度、勧告年度の 8 月までの 1 年間の民間の支給月数を調べて、市職員の年間の支給月数と差があるかどうかを比較して人事委員会で勧告するのですが、ボーナスについては民間も上がっている、市も月例給と違って上がる要因がなかったということで、支給つきについては民間が順調に上がってきた影響を受けてボーナスが上がったということです。平成 29 年度の人事委員会勧告ではそういった理由で、月例給は地域手当の影響で市の職員給与が上がりすぎて下げろという勧告になりましたが、ボーナスについては民間の支給月数が上がったということで、引き上げたということです。

今年度については、人事委員会は同じように 4 月の給与と年間のボーナスの支給月数を比較しています。今年については地域のほうが上がるという要因はなくなったので、民間が若干引き上がったということで較差が生じて、市がわずかながら引き上げの勧告になりましたし、ボーナスについても若干上がったということで、引き上げになっています。そういった意味で、平成 29 年度と平成 30 年度の人事委員会の勧告にはそういう違いがありました。

(宮沢委員)

去年もそういう説明だったのですか。

(職員課長)

人事委員会の勧告内容についてはそういったことで、資料を用意しています。質問にもよりましたので、そこまで詳しくご説明申し上げたかどうかは記憶にないのですけれども、理由としてはそういうことです。

(上村会長)

今の質問に関連して、過去の答申内容の平成 29 年度を見ますと、人事委員会勧告における一般職給与の引き上げ幅はわずかであるとなっているのは、俸給表の改定が減になったけれども期末手当が増になったので、全体としてはプラスという意味なのですか。

(職員課長)

そうです。平成 29 年度は俸給表は引き下げでボーナスが引き上げですので、年収で見た場合にそれほど大きなあれにはならなかったということです。

(上村会長)

わずかに増になったということですね。

平成 30 年度の引き上げ率についてお伺いしたいのですが、いただいている国の人事院勧告の概要を見ると、月例給が民間との較差 0.16 を埋めるためとなっていて、ボーナスは 0.05 月分引き上げとなっています。新潟市の人事委員会勧告では、それが月額 0.4 パーセントの引き上げということでしょうか。では、国の 0.16 が新潟市では 0.4 になっている理由について教えていただけますか。

(職員課長)

今回、国の人事院の国家公務員の調査の結果では、較差が 655 円あったということで、その較差を埋めるために国家公務員の月例給を 655 円引き上げるといふ勧告でした。一方、新潟市の人事委員会は、同様に本年 4 月の市内の民間事業所の 4 月の調査、併せて職員の給与の調査を行ったところ、民間のほうが 1,262 円高かったということで、その較差を埋めるために月例給の引き上げ勧告を行っています。国が 655 円、本市が 1,262 円ということで、国と比較すると、同じ 4 月の民間の調査での比較なのですが、大体倍くらいの額の開きが出ているということで、国と本市の人事委員会で差があります。

国と本市の勧告額の差の違いですけれども、一番大きな要因は、本市の国家公務員の職員については、本年 4 月の給与を見ると、実は、昨年度に比べて上がっているという傾向が見られます。一方、本市の職員の 4 月の給与を見ると、昨年度に比べて下がっているという傾向があります。そういったことで、本市職員は昨年と比較すると平均給与が下がった、国は平均給与が上がったということで、民間の平均賃金は同じだけれども、較差については本市は平均給与が下がった分較差が大きくなりました。国家公務員は昨年と比べると平均給与が上がっているのです、その較差が小さくなったので、国と本市の勧告で約倍ほどの開きが出ています。

では、なぜ国家公務員の給与が本年 4 月は上がって本市の職員の給与が下がったかという理由ですけれども、実は、平成 26 年度の人事院と本市の勧告で給与の総合的見直しということで、給与制度全体を大きく見直すような改革を平成 27 年 4 月 1 日から行いました。その大きな内容の一つが、給料表の水準を平成 27 年 4 月 1 日から大きく引き下げるといふ措置を行いました。逆に、地域手当の水準をその分引き上げるということを行って行っています。なぜそういうことをやったかという、これまで、国の給料表の水準は全国の民間の賃金水準が一番低いところに設定してきていまして、民間賃金が高い東京などの大都市圏について

は、給料表の水準が低いと民間の賃金に追いつかないので、その分を地域手当の率を高くして穴埋めして、全体の給与としては民間の賃金と合わせるということで地域手当が役割を果たしていたのですけれども、それが、今まで、国が最低賃金に合わせていた給料表の水準が、実は、もう一度正確に調査したところ、もっと低いところがあったということで、さらに低いところに合わせようということで、給料表の水準を平成 27 年度から引き下げを行いました。そういったことで、本市の人事委員会も地域手当がついたという理由もありましたので、それに合わせて給与の総合的見直しの一部については国に準じて見直しました。

そのときに給料表が大きく下がるものですから、実際に給料表を引き下げる前と後で大きく月例給の手取りが減るということで、激変緩和措置ということで、給料表は引き下げたのですけれども、現給保障ということで、引き下げる直前の給料額を補償しろと。額面の額は下がっているのですが、その差額分の現給保障を 3 か年分支給していました。その現給保障額が終了したのが今年の 3 月 31 日をもって差額分の支給がなくなったということで、その影響を受けて新潟市の職員については現給保障の減額で基礎給料が引き下がってしまいました。

一方、国についても同様に現給保障がなくなったのだから同じように引き下がるはずなのですが、国が上がった理由は、国については給与の総合的見直しを導入した平成 27 年度当時に、ほかにも本市にはない諸手当の見直しを行って、人件費の増加が見込まれるということで。

(総務部長)

多分、いろいろな説明が入り交じっていてなかなか整理が難しいと思われるので、今回、人事委員会が勧告の概要を資料として作っていますので、それを用意しています。そうすると、今のこちらとこちらがなぜこんなに違うのだという中身もありましたので、その資料を見ながら、もう一度話をさせていただければと思います。

(職員課長)

すみません、その辺はなかなか非常に難しいところ、差があるのが。

(総務部長)

改めて用意できたら、お願いします。

(上村会長)

分かりました。

(宮沢委員)

もう一つ。平均給与ですよ。これを比べるのは、市の職員の同年代の賃金水準を比べているのですか。それとも全体の平均として比べているのですか。

(職員課長)

役職ごとに民間と、課長級であれば課長級の給与、係長級であれば係長級ということで、同等の役職ごとを比較して荷重平均して平均額をそれぞれ出しています。

(宮沢委員)

そうすると、人員の構成によって変わるということは回避できているのですね。

(職員課長)

そうです。

(中山委員)

民間企業はどのレベルの統計を取られているのですか。

(職員課長)

レベルといいますと、規模ですか。企業規模は 50 人以上で、かつ事業所の従業員数が 50 人以上ということです。これは国が全部、各人事委員会に調査依頼をしているので、全国の人事委員会で同じ取り扱いとなっています。

(総務部長)

今の話は、ここの資料の 1 番のところに準じているということで、お願いします。

(宮沢委員)

感想です。今回の市長選の争点が、最後、米びつですよね。これは何年も前からこうなりますよねと予測して、平成 28 年から出ているわけです。やらなければならない投資とかいろいろなことも視野に入れながら出されているので、議会の皆さんもコンセンサスを得ているものと私は理解していたのですけれども、選挙の争点で、そこが減った減ったということできています。

それでは、実際に公債費比率とかいろいろな比率を見てみますと、我々サラリーマンが普通の住宅ローンを組むときに、年収が 1,000 万円あれば、借入の限度が 4,000 万円です、民間の金融機関からしますと。それと、1,000 万円の収入があれば 25 パーセントまで毎年の年間返済をその範囲内に収めるのが銀行等の審査のポイントの上限です。したがって、まさにこの 400 パーセントという数字、それから 25 パーセントという数字は、常識的に民間の人でも理解できるころだろうと思います。そうやって単年度の収支を見ていくと、決して非常に悪くて大騒ぎするような状況ではないと。ただ、今まで備蓄していた資金を投資等に振り向けた、あるいは税金の変化とかいろいろなものが相まって、備蓄していったものが吐き出されたわけです。これからそれを、峠を越えるので少しずつ積み上げていきますというところなので、あまり大騒ぎをして逆に市民の方々に不安をあおるようなことが本当によろしいのだろうかという気がずっとしていたのですけれども、その辺を、やはり民間の生活のレベルからしても、私は決してもうどうしようもない状況だということではないと思います。た



だ、去年、私も2時間、3時間、雪の中を歩きながらふと思いましたけれども、こういうときのための備えはやはり必要ですし、これまでの震災等を考えてみますと、やはりある程度のもは用意しなければならないというのは、皆さんが思っいらっしゃるところだと思います。

その辺を踏まえると、なかなか今年争点になっていることと、新市長もやはり財政の問題について議論するというので、これから考えられると思いますけれども、なかなか上げづらい部分もあります。

(総務部長)

まさにおっしゃるとおりです。私どもも、基金以外にも財政の状態を表す指標を持っていて、セットでお示したつもりなのですが、やはり基金の減少というインパクトが強すぎて、それだけが強烈に映し出されてしまって、市民の皆様が不安になっているという状況になると思います。今後は、やはり委員おっしゃったように、何かのために備える必要がありますから、基金を100億円オーダーで積む必要があるということで、内部的に詰めていますので、そのための手段で、今回、行政改革プランを立てて事務事業の見直しや職員定数適正化などを進めている中で、果たして特別職の給料だけが上がっていいのかというのは、現時点での疑問としてあるのは確かです。

(宮沢委員)

住民の皆さんは住民サービスが低下するのではないかという不安をお持ちですよ。では、基金を貯めようといえどこか削らなければいけませんよね。そういう意味では、投資的なところもこれから450億円くらいはやっていかなければならないと。そうすると、市の財政だけでこれをやっていると、多分、足りなくなると思うのです。なので、民間の資金を活用したPFIとかPPPというものを使いながら、財政運営の中で大きな資金を支出しないようなやり方を考えていかないと、この基金を積み上げていくのは難しいですよ。

(総務部長)

まさにおっしゃるとおりです。そういった部分も、今、研究させていただいています。市役所だけでできることは限られているので、これからはそういう、市民もそうですけれども、地元の企業の皆さんと連携していろいろやっていくことが大事だと思います。

(職員課長)

今ほどお配りした資料は先ほどの説明の続きなのですが、非常に複雑で、言葉で説明するのが難しいと思うのでお配りさせていただきました。こちらの資料を見ると、左半分が新潟市、右半分が国になります。

棒グラフの市の職員が本市の職員の給料のこの4月の変化なのですが、経過措置額を廃止

して平均給与が下がったという図になっています。先ほど申し上げた経過措置額が平成 27 年度に実施した給与の総合的見直しによる現給保障額が終わったということで、経過措置が終わったということで下がったものになります。一方、国が右半分ですが、その棒グラフの一番右側の国家公務員の給与ですが、同じように経過措置額が終了ということで、下がる要因は本市と同じなのですけれども、逆に回復措置ということで、この 4 月に給料額が引き上がる要因が国にはありました。これは何かというと、上のほうに米印で説明がありますけれども、給与制度の総合的見直しによる俸給水準を引き下げの際に実施した経過措置の廃止によって生じる原資の残余を使って、これまで、制度改正のための原資を確保するために国は昇給を抑制してきたのです。それが、今まで抑制していた昇給をこの 4 月に回復させたということで、昇給抑制の回復措置で給料が上がったという要因が本市との違いです。この差によって本市が 1,200 円ほどの較差、国が 600 円の較差ということで、較差が違うようになっています。

このような説明で分かりましたでしょうか。つたない説明で申し訳ありません。

(上村会長)

数字だけ見ていると、やはり 0.16 が 0.4 という大きい印象がありますけれども、中身は同じにそろえたということで、決して大きい数字ではないということですね。ありがとうございました。

財政状況があまりかんばしいとは言えない中で、特別職の昇給をどうするかということが、今、話題になっているわけですが、今までの話の中では、やはり財政状況があまりよくないところがかなりクローズアップされていたのではないかと思います。

ほかにご意見がないようであれば、改めて、本日も出席の皆様がたのお考えを今一度整理してみたいと思います。もう一度お一人ずつ、今回の特別職の俸給の引き上げあるいは現状維持についてご意見をお伺いしたいと思います。皆様のご意見を頂戴いただけますでしょうか。

(石本委員)

毎回指摘を受けるのですが、特別職の報酬は労働の対価とする給料とは性質が違うというご指摘はいつもいただくのですが、私は立場上、それを承知のうえで発言させていただきます。働きがいのある仕事とか職場を目指す者にとっては、引き上げるという選択は当然のことであり大切なことなのだというのは大前提として考えています。ただ、一方で、非常に財政が厳しいという話を聴きますと、一般の会社であれば経営責任という部分で問われることにもなりますし、経営者は当然、最初に身を切る覚悟に迫られるのだろうということも事実です。

ここでいつも私は悩むのですけれども、今年の私の判断は、やはり財政の厳しさに軸足を置いて、据え置くという形でいったほうがいいのではないかと思います。

(上村会長)

ありがとうございました。

(今井委員)

50音順ということで、私も据え置きで良いと思います。今まで5パーセント減らしていたわけでごさいます、それは現市長時代が財政状況と勘案して、そのようなことを申し入れられたということで、新しい市長がどうされるかはこれからのお話なのでしょうけれども、何もしなければ、5パーセント回復するということもありますので、全体の政令市の中で軒並み最下位ということで、ちょっとそこは市民としてはいかなものかということはありませんけれども、全体的な状況から見ると据え置きでやむをえないと考えております。

(上村会長)

ありがとうございます。

(中山委員)

先ほど宮沢さんがおっしゃったように、あまりにも昨年から引き上げもだめで、マイナスの意見が、でも仕方がないですね、この財源ですとね。企業においても、もしこういうものであれば、そういうときに上げるということは、働いている方の士気を考えれば少しは上げたいと思うのですけれども、実際難しいと思います。今、もし地震とかいろいろ災害が、これからまた冬が近づいておりますから、昨年のような大雪だったりした場合に、どう備えてあるかということが、一般市民は一番そこを案じているのではないかと思います。少し余裕が出てきたら当然上げるということはやぶさかではないと思いますけれども、現状態でいかなものかと思いますので、私も据え置きが妥当ではないかと、残念ながらそう思います。

(上村会長)

ありがとうございます。

(宮沢委員)

私も石本さんと同じで、いくら経営者であったとしても生活の基盤が成り立たなければやはり経営に専念できないということがあるので、その分やはりそれなりの水準をいただいているのだらうと思います。非常にその辺が難しいのですが、ただ1点、皆さんがおっしゃられるように、経営者というのは当然株主があり、お取引先があったり、材料仕入れしている下請けさんがいたり、いろいろな方がいらっちゃって、そういうステークホルダーのご理解をいただきながら支援をいただいて経営をなさっているおられるわけです。そうすると、周りのことを考えていくと、株主さんに対してもきちんとした説明ができないといけないと思

います。そういう意味からすると、今回、財政の状況がクローズアップされている中で説明責任を果たしていくというのはなかなか難しいだろうと思います。

私も基本的には据え置きやむをえないかなと思います。ただ、一昨年もそうだったのかな、市長みずからが財政だとかいろいろな事情で、みずから議会に減額を提案されるということがあるのですが、それは本来給与の体系を考える、引き上げを考えるという部分の別の部分だと私は思っています。それはそのときそのときの政治判断ですから、やはり体系として企業の水準を考えていくときには、それはきちんとしたそういう理屈の中で考えていくべきだと思うので、そういう政治イベントもあるからこれは上げなくていいんだという話になっていくと、次に続いていくかたがたの体系がおかしくなってきますので、そこは区別して考えておくべきだろうと思います。

(上村会長)

ありがとうございました。

いただいた各委員のご意見を集約いたしますと、やはり本年度につきましては据え置きという結論がよろしいのではないかと思います。今、新潟市が抱えている財政状況ですとか、あるいは行政計画を何度も何度も見直しつつ、まだ少し修正を加えつつ、それでも悪化していくという状況にかんがみますと、なかなか现阶段で特別職の報酬を上げるという結論にもっていくのはなかなかむずかしいのではないかと、私自身も思っております。確かに他都市と比較いたしますと一段と新潟市の特別職の俸給が悪くなっているような数値ではございませぬけれども、これは新潟市が今抱えている状況にかんがみますと止むをえない措置ではないかと私も思います。また、新聞報道等で財政状況の悪化が伝えられている中で、特別職の俸給を上げるということになりますと、やはり市民への影響、一般市民が受け入れられるかといいますと、それもなかなか難しいような気もしております。ですので、今回につきましては据え置きという結論にさせていただきたいと思っておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

(宮沢委員)

職員さんの方を上げてくださいというわけではないですよ。経済効果もありますので、職員さんの。

(上村会長)

ありがとうございます。それでは、答申書の内容につきましては、皆様からいただいたご意見の重要な部分を集約して作成したいと思っております。皆様がよろしければ、答申書の作成は私に御一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員)

はい。けっこうです。

(上村会長)

ありがとうございます。

それではご異議がないようですので、私のほうで答申書を作成し、事務局と調整したうえで11月5日に市長に答申したいと思います。そうなりますと、次回審議会を11月5日に予定しておりましたけれども、特に必要ないということになりますので、本日の審議にて審議会を終了し、11月5日につきましては開催しないということになります。それでは、これ以降の進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

(司 会)

皆様どうもありがとうございました。今年度の審議会は、先ほど会長がおっしゃったとおり、今般の開催は本日で終了となります。答申につきましては、11月5日月曜日に午後4時半から会長より市長にお渡しいただくこととなります。以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。